

（警音器）

第250条 警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第64条第2項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則6.に限る。）に定める基準を準用する。

2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第64条第3項の告示で定める基準は、協定規則第28号の技術的な要件（同規則補足第5改訂版の規則14.に限る。）に定める基準を準用する。